

宗教上の理由による輸血拒否に対する対応についての基本指針

医療法人 埼玉会

当法人では、患者様の救命治療を最優先と考え、相対的無輸血治療（できる限り無輸血治療に努力しますが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合は輸血を行う治療）を実施します。宗教上の理由等により輸血を拒否される患者様に対しては、以下の指針に従って対応いたします。

1. 宗教上の理由などにより輸血等（*1）を拒む信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利と考え、尊重します。
 2. 危機的な病態や生命を救うために輸血が必要である場合には、患者様およびその家族の皆様に対して、輸血の必要性と輸血の副作用、また輸血を行わない場合の危険性および治療法（当該治療法の利点と欠点）を十分に説明し、輸血についての同意を得られるように努めます。
 3. 医療者による説明にかかわらず、輸血に同意が得られない場合は、「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。
 4. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意が得られない場合は当法人での治療は困難です。他の医療施設を選択していただくようお願い致します。
 5. 当法人は「いかなる場合でも輸血をしない」という「絶対的無輸血」には同意しません。
 6. 大量出血等で輸血が必要な場合であるにもかかわらず、本人の意思が確認できない場合、未成年者、意識のない場合などで、救命のために医学的に輸血が必要であると医師が判断した場合は、医師の良心に基づき、患者様および家族の皆様の同意が得られずとも輸血を行います。
- *1 輸血等：全血、赤血球、白血球、血小板、血漿、自己血、血漿分画製剤（アルブミン、免疫グロブリン、凝固因子製剤など）、遺伝子組み換え製剤（G-CSF、エリスロポエチンなど）など

以上